

令和2年3月20日

沼津高専学生 諸君

沼津工業高等専門学校  
校長 藤本 晶

新年度に向けての注意事項及び新型コロナウイルス感染症の罹患者または濃厚接触者と指定された場合の対応について

新型コロナウイルスへの感染者が確認されて以降、日本全国の小中学校で臨時休校や、卒業式の中止や規模縮小の報道がされています。本校としましても部活動の中止など蔓延防止に向けた取り組みを行っています。

本日現在、本校では当初の予定どおり4月5日（日）に入学式、6日（月）に始業式を実施すべく準備を進めております。新年度開始を前に学内での感染リスクを軽減するため、2週間前から検温や自身の体調や行動（外出等のみ）の記録を別紙様式に毎日記録して4月6日（月）に新年度のクラス担任に提出ください。

下記の症状がある学生は帰寮、登校ができません。**自宅待機**をしてください。令和元年度のクラス担任（専攻科の学生は指導教員）に、その旨の連絡をしてください。※令和2年度新入学生は教務係に連絡してください。

※在校生のうち、「登山・遠路旅行願」を提出せずに春季休業期間中に海外旅行に出かけた場合は、渡航先及び日程、現在の体調を速やかに学生係に連絡してください。新年度になったら事後提出で構いませんので「登山・遠路旅行願」を提出してください。

● 自宅待機となるケース

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

【参考】沼津市ホームページ（新型コロナウイルス感染症に係る相談について）

[https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/health/kenko\\_hoken/topics/new\\_cov/index.htm](https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/health/kenko_hoken/topics/new_cov/index.htm)

● 新型コロナウイルス感染症の罹患者または濃厚接触者と指定された場合

新型コロナウイルス感染症の罹患者または濃厚接触者と指定された場合は、「学校保健安全法

第19条による出席停止」として14日間の登校を禁止します。この期間は「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引き等の日数」として取り扱います（公休扱い）。

罹患者または濃厚接触者と指定されていない場合でも「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）」「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合」も、当該期間中は同様に扱います。

万が一、学生諸君、及び同居家族の方が罹患者または濃厚接触者と指定された場合は、速やかにクラス担任、指導教員に連絡してください。

### 学校保健安全法第19条

（出席停止）校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

全学生の皆さんが、揃って帰寮・登校することができるよう、毎日の検温や体調を記録し、石鹸やアルコール消毒液による手洗いの励行に心がけてください。学生寮に入寮する際はマスク、体温計を持参してください。

「記録を提出し忘れた」「つけ忘れた日がある」ことをもって、ただちに帰寮や登校を制限するものではありません。

また、寮生も「マスク」「体温計」を持参していなくても、帰寮を制限するものではありません。

登校の可否について	沼津高専学生課教務係	055-926-5733
登山・遠路旅行願や学校生活について	学生係	055-926-5734
学生寮について	寮務係	055-926-5736